

(本約款の適用)

第1条 今治湯の浦ハイツ(以下「ハイツ」といいます。)の締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、ハイツは、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲内で特約に応じることがあります。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 ハイツは、次の場合には、宿泊のお引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(満員)のため客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病者であると認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。
- (8) 身体衣服が著しく不潔で他の宿泊客に不快感を抱かせると認められるとき。
- (9) 愛媛県条例第44号(愛媛県旅館業法施行条例)第5条の規定に該当するとき。

(氏名等の明告)

第3条 ハイツは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、その申込者に次の事項の明告を求められます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、性別、年齢および職業
- (2) その他ハイツが必要と認めた事項

(予約金)

第4条 ハイツは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は、3日間)の宿泊料金を限度とする予約金のお支払いを求められます。

2 前項の予約金は、次条の宿泊予約の解除があったときは、同条の違約金に充当し、残額があるときは返還します。

(予約の解除)

第5条 ハイツは、宿泊予約の申込者が、その予約の全部または一部を解除したときは、次の違約金をいただきます。

- (1) 宿泊日の10日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%
 - (2) 宿泊日の前日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の30%
 - (3) 宿泊日当日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- 2 ハイツは、宿泊者がハイツに連絡をしないで、宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻の通知を受けている場合は、その時刻から2時間を経過した時刻)になっても到着しないときは、宿泊予約は、申込者より解除されたものとみなして処理することがあります。

3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰することができない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 ハイツは、別に定める場合を除くほか、次の場合には、宿泊予約を解除することがあります。

- (1) 第2条の第3号から第9号までの一に該当することとなったとき。
 - (2) 第3条第1号のの事項の明告を求めた場合に、期限までにこれらの事項が明告されないとき。
 - (3) 第4条第1項の予約金の支払を請求した場合に、期限までにその支払いがないとき。
- 2 前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者には、宿泊日当日、ハイツのフロントオフィスにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
- (3) 出発日および時刻
- (4) その他ハイツが必要と認めた事項

(利用時刻)

第8条 宿泊者がハイツの客室をご利用いただく時刻(チェックインタイム)は午後4時とします。また、客室をあけていただく時刻(チェックアウトタイム)は午前10時とします。

2 ハイツは、前項の規定にかかわらず、チェックインタイム以前に、また、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応じることがあります。この場合においては料金表の定める通りとします。

(営業時間等)

第9条 ハイツの営業時間は、「宿泊ご案内」に掲載のとおりとなっています。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、ハイツ内において、ハイツの定める利用規則、(お泊まりのお客さまへ)に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 ハイツは、お引き受けした宿泊期間中であっても、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第9号までの一に該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則(お泊まりのお客さまへ)に従わないとき。

(料金の支払)

第12条 料金の支払は、通貨をもって、宿泊者の出発の際またはハイツが請求した時、ハイツのフロントオフィスにおいて行っていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても、所定の宿泊料金をいただきます。

(宿泊の責任)

第13条 ハイツの宿泊に関する責任は、宿泊者がハイツのフロントオフィスにおいて宿泊の登録をした時、または客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2 ハイツの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。

この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

3 ハイツのフロントオフィスでお預かりした宿泊者の貴重品以外の物品事故については、ハイツは責任を負いかねます。

お泊まりのお客さまへ

今治湯ノ浦ハイツ(以下「ハイツ」といいます。)で宿泊されるお客様は、宿泊約款第10条の規定にもとづき、次の事項を守っていただくことになっております。

- 1 廊下および客室内に次のようなものを持ち込まないで下さい。
※動物、鳥類 ※著しく悪臭を発するもの ※著しく多量な物品 ※火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの ※法令により所持を許可されていない銃砲刀剣類 ※その他の危険物
- 2 廊下および客室内で、暖房用、炊事用、プレス用などの火器やアイロンなどを使用しないで下さい。
- 3 ベッドの中など火災の原因となりやすい場所で、喫煙しないでください。
- 4 高声、放歌、けん騒な行為、その他他人にけん悪感を与えたり、迷惑をかけたりするような行為をしないでください。
- 5 廊下および客室内で、とばくまたは風紀をみだすような行為をしないでください。
- 6 夜間、外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりしないでください。
- 7 廊下および客室内の諸設備、諸物品を、その目的以外の用途に使用しないで下さい。
- 8 客室内の諸物品をハイツの外に持ち出したり、ハイツ内の他の場所に移動したりしないでください。
- 9 ハイツの建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような行為をしないでください。
- 10 ハイツの美観を損なうような物を窓やドアなどに掛けしないでください。
- 11 廊下やロビーなどに、くつその他の所持品を放置しないでください。
- 12 窓から物を投げないでください。
- 13 ハイツ内で、他のお客様に広告物を配布したり、勧誘するなどの行為をしないで下さい。
- 14 ハイツ外から飲食物の出前をとらないでください。
- 15 宿泊日数を変更なさる場合は、前もって、フロント係員にご連絡ください。
- 16 お部屋をあけられるときは、必ず、「かぎ」をおかけください。
また、外出される場合は、「かぎ」を必ずフロントにお預けください。
- 17 万一、事故が発生した場合は、係員の指示に従ってください。
なお、「非常口」の案内図は、客室内の「宿泊ご案内」に掲載してありますので、必ずごらんください。

	営 業 時 間
ご宿泊者の食事	朝食 午前7時30分～午前9時 夕食 午後6時～午後8時
レストラン	午前11時～午後4時
喫茶	午前9時～午後8時
売店	午前7時～午後9時
日帰り浴場	午前10時～午後4時
浴場	早期 午前6時30分～午前9時 午後10時～午後11時

◎門限は午後11時となっております。

愛媛勤労総合福祉センター
今 治 湯 ノ 浦 ハ イ ツ
愛媛県今治市湯ノ浦23番地
TEL(0898)48-2000
FAX(0898)48-2655